東温市雇用対策協定

東温市においては、少子高齢化の進行や、進学・就職を契機とした若者の市外への流出による労働力人口の減少のほか、求人と求職のミスマッチや職場定着率の低下、人手不足分野の人材確保等、雇用に関する様々な課題が浮き彫りになっている。

こうした現状を踏まえ、東温市と愛媛労働局の双方が、雇用対策をはじめとする市内産業の活性化に向けた実践型の取組などにより、地域で働くことができる環境を創出し、「住み続けたいまちづくり」を目指していくため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、東温市と愛媛労働局が、相互に連携して、雇用対策に関する施策等を総合的、効果的かつ一体的に実施・展開することを目的とする。

（事業内容等）

第２条　東温市及び愛媛労働局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を実現するための具体的な事業及び実施方法等を盛り込んだ事業計画を定め、これを推進するものとする。

（１）地域における就業機会の確保と企業の人材確保支援

（２）若者等人材の地元定着の促進

（３）外部労働市場からの人材・企業の受け入れの促進

（４）その他、東温市及び愛媛労働局が必要と認めた事項

（要請等）

第３条　東温市長及び愛媛労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

２　東温市長及び愛媛労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（運営協議会の設置）

第４条　東温市及び愛媛労働局は、本協定に基づく事業を計画し実施するため、東温市雇用対策協定運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。

２　運営協議会は、原則として年１回開催するほか、必要に応じて開催することとし、事業計画の運営を協議し、実施状況等を審議するものとする。

（秘密保持）

第５条　この協定に基づく雇用対策に関する取組において、東温市及び愛媛労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、東温市及び愛媛労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

２　協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附　則

この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、その締結を証するため、協定書を２通作成し、東温市長及び愛媛労働局長が署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年７月９日

東温市長　加藤　章

愛媛労働局長　丹羽　洛達